

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法の規定により、下記の感染症にかかられた場合、本人の療養と学校における流行を防ぐため出席停止となり登校出来ません。医師の指示に従い、自宅で療養するようお願いいたします。登校再開時には、下記の「学校感染症罹患・治癒報告書」に保護者をご記入の上、受診が確認できる書類（医療費明細書・調剤明細書・検査結果用紙など）のコピーを添えて、担任または保健室へ提出してください。

学校感染症と出席停止期間の基準		
	病 名	期 間
第一種	感染症予防新法の一、二種の感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ <small>〔特定インフルエンザ除く〕</small>	発症後 5 日経過かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと 5 日間経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が乾いてかさぶたができるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日経過かつ症状が軽快した後 1 日経過するまで※1
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
第三種	コレラ・細菌性赤痢	治癒するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	チフス・パラチフス	治癒するまで
	流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
その他の伝染病（例）	感染性胃腸炎	医師の指導に従う
	サルモネラ感染症	
	マイコプラズマ感染症	

※1 新型コロナウイルス感染症・・・出席停止期間における「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでマスク着用を推奨しています。

学校感染症罹患・治癒報告書（保護者が記入してください）

学籍番号 _____ 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

○ 発 症 日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

○ 受 診 日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

○ 解熱した日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

○ 医療機関名 _____

○ 診 断 名 _____

○ 欠席期間 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日